

R7.2.7 食品安全対策室

食品表示に関する相談対応について

平成27年4月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

【相談項目数】

| 年度 | 合計 | 内訳 | | | |
|----------------|---------------|--------|--------|--------|-----|
| | | 品質事項※1 | 衛生事項※2 | 保健事項※3 | その他 |
| R6 (12月末時点) | 410 (210件) | 217 | 123 | 30 | 40 |
| R5 | 634 (333件) | 345 | 170 | 65 | 54 |
| R4 | 496 (340件) | 256 | 159 | 57 | 24 |

注) カッコ内は相談件数

※1 品質事項（JAS法由来の事項）

名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

※2 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルギー、遺伝子組換え食品など

※3 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など